

新社会

つくば

発行：新社会つくば

TEL 029-857-1154 FAX857-1254

金子 かずお気付

kaneko@max.hi-ho.ne.jp

<http://kanekokazuo.hakurakuryo.org/>

2018年 6月 5日 第1077号



議会報告・一般質問から

市内の花室地区、花園地区、吾妻地区の皆さんから、住宅地区に隣接した場所で盛り土や資材置き場の申請のとなれば、環境景観などが損なわれることを心配していることが表明されています。

これまでも隣接する花室地区、花園地区、吾妻地区の皆さんと一緒に行政に対して引き続き景観や環境に十分配慮した地域づくりを認め、申し入れを行ってきていますが。6月の定例議会では従来の条例に対し欠格条項の新設などの議論を深めていきたいと考えています。

昨年12月議会で経過と市で把握している近隣住民の皆さんの考え、事業所の方針などについて質問を行っていますので紹介をしたいと思います。

盛り土・資材置き場などの環境景観に関することについて①

質問・金子かずお議員

盛り土・資材置き場などの環境景観に関することについてであります。

不動産用語で盛り土とは、斜面や低地を造成する際に土を盛って平らな敷地を造成することを言います。宅地造



成の際には、土地を削って造成する切り土と土を盛って造成する盛り土、その両方を同時に行う造成方法があります。一定規模の宅地造成では切り土で出た土を使うことが多いようです。その際、盛り土部分は十分な締め固めが行われないことが多く、盛り土部分の地盤が軟弱であったり、地盤強度に差が生じて沈下しやすくなります。また、田畑などを盛り土して、道路面に合わせる宅地造成もあります。

この場合も盛り土には強度がなく、地盤補強工事などの対策が必要とされています。

そこで、お尋ねをしたいと思います。市内の花室地区、花園地区、吾妻地区の皆さんから、住宅に隣接した場所が盛り土や資材置き場となれば、環境景観などが損なわれることを心配していることが表明された要望書が提出



(残土置き場のイメージ)

されていると聞きました。これまでの経過と市で把握している近隣住民の皆さんの考え、事業所の方針などについて伺いたいと思います。

答弁・生活環境部長

まず、これまでの経過につきましては、平成 29 年 8 月 4 日に埋め立て等に関する事前協議書が提出されております。これにより市役所内関係各課からの意見を取りまとめた上、事前協議済書を 9 月 15 日に事業者へ通知いたしました。なお、本申請である埋め立て等事業許可申請書は、現在のところ提出されておられません。

次に、近隣住民の考えといたしましては、10 月 10 日に花園及び吾妻地区にお住まいの方から、事業に反対する要望書が市に提出されております。さらに、11 月 21 日に事業計画の不許可を要望する 620 名の署名が市に提出されております。要望の内容といたしましては、まず、この事業者は元役員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反したことにより、県の産業廃棄物収集運搬の許可などを取り消されてお

り、このような事業者が近隣で事業を行うことが不安であること。また、埋め立て後の土地利用目的が資材置き場であり、産業廃棄物が置かれてしまうのではないかという懸念があること。また、運搬用の大型車の往来があることから、通学路や住環境を著しく悪化させる可能性があること。さらに、事業者による周辺住民に対する説明が不明確かつ不誠実であったことが挙げられております。

最後に、事業者の方針につきましては、事前協議の段階では埋め立てを行い、資材置き場にするとされております。(次号に続く)



6月定例市議会の日程

6月 4日	6月定例議会告示
6月 4日	会派代表者会議
6月12日	本会議・議案の提案
6月12日	議会・全員協議会
6月19日	一般質問
6月20日	一般質問
6月21日	一般質問
6月25日	総務委員会
6月25日	文教福祉委員会
6月26日	市民経済委員会
6月26日	都市建設委員会
6月29日	議会運営委員会
6月29日	本会議・委員長報告採決